

平成
29年

夏の交通事故防止 県民総ぐるみ運動



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

期間

平成29年7月16日(日)から7月25日(火)までの10日間

交通ルール
守れるぼくは
金メダル

運動のスローガン



みんながね
ルール守れば
ほら笑顔

年間スローガン

運動の基本

子供と高齢者の交通事故防止～事故にあわない、おこさない～

運動の
重点

- 1 歩行中・自転車乗用中の交通事故防止(自転車については、特に福島県自転車安全利用五則の周知徹底)
- 2 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 3 飲酒運転の根絶

主唱 福島県・福島県交通対策協議会



運動の基本 子供と高齢者の交通事故防止

子供が交通事故にあわないためには

- 保護者の皆さまは、子供と一緒に通学路や自宅周辺の道路を歩き、危険箇所を把握するようにしましょう。
- 子供を車に同乗させたら、必ずシートベルト・チャイルドシートを正しく着用させましょう。
- 道路を横断する時は、「止まる・見る・待つ」の正しい道路横断を習慣づけて、絶対に急な飛び出しをしないようにしましょう。
- 運転者は、子供を見掛けたら速度を落とし、急な飛び出しなど危険を予測した安全運転に努めましょう。(特に、通学路や生活道路はスピードを落として安全に走行しましょう。)



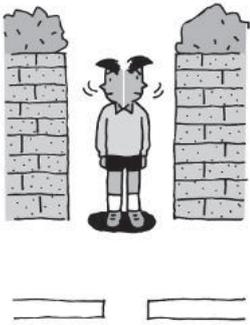
高齢者の交通事故を防ぐには

- 高齢運転者は、自分の運転能力等を過信せず、年齢等による身体の変化や環境に応じたゆとりのある運転を心掛けましょう。
また、70歳以上の運転者は、高齢運転者マークを車に付けましょう。
- 運転に自信がなくなった高齢者は、運転免許証の自主返納も検討しましょう。
- 運転者は、高齢者や高齢運転者マークを付けた車両を見掛けたら速度を落とし、「目配り」「気配り」「思いやり」のある運転に努めましょう。
- 高齢者は、道路を横断する時、急な飛び出し、無理な横断をせず、「止まる・見る・待つ」を実践し、正しい道路横断を習慣づけましょう。



運動の重点1 歩行中・自転車乗用中の交通事故防止 (自転車については、特に福島県自転車安全利用五則の周知徹底)

歩行者は



絶対に飛び出さない!

交差点や道路を渡るときは、急に飛び出したり、無理な横断をしたりせず、必ず左右を確認してから安全に渡りましょう。

歩きスマホもやめましょう!!

スマートフォンの画面に夢中になっていると、周りが見えなくなり、交通事故に遭うだけでなく、人とぶつかったり、転んだりする危険性があります。



自転車利用者は

- 「福島県自転車安全利用五則」を守りましょう!

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルール・マナーを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯・反射材着装
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - 運転中の携帯電話・ヘッドホン使用、傘さし運転の禁止
- 5 被害軽減のためヘルメット着用を努める



平成28年の自転車乗用中の死傷者数

死者数	11人(前年比 +2人)
傷者数	562人(前年比-129人)

※死傷者573人中299人が交通違反

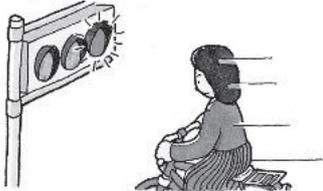
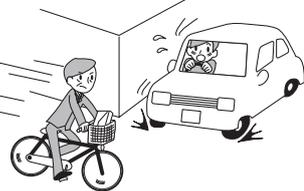
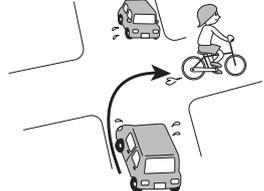
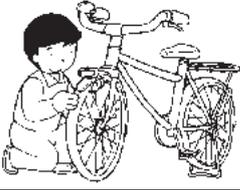
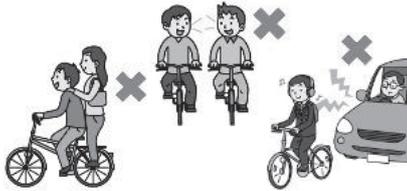
ライトやブレーキ、タイヤなどの点検整備を行い、自転車を安全な状態で利用するとともに、被害者救済に資する各種保険に加入しましょう。

自転車運転者講習受講制度

自転車運転中の被害・加害の事故が多発していることから、平成27年6月1日から危険行為を反復する人に「自転車運転者講習の義務」が課せられることになりました。

危険行為を反復(3年に2回以上) → 受講命令 → 講習の受講(受講料5,700円) → 受講命令違反(5万円以下の罰金)

自転車運転者講習の対象となる危険行為 14種

<p>①信号無視 赤信号でも渡ろうとすること。</p> 	<p>②通行禁止道路の通行 歩行者用道路など道路標識等で自転車の通行が禁止されている道路や場所を通行すること。</p> 
<p>③歩行者用道路での歩行者妨害 自転車の通行が認められている歩行者用道路を通行する際に歩行者に注意を払わなかったり、徐行しなかったりすること。</p> 	<p>④歩道通行や車道の右側通行等 道路の右側を通行、通行可を示す標識等がない歩道を通行することなど。</p> 
<p>⑤路側帯通行時の歩行者の通行妨害 自転車が通行できる路側帯で歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行すること。</p> 	<p>⑥遮断踏切立ち入り 遮断機が下りているにもかかわらず踏切に立ち入ること。</p> 
<p>⑦交差点安全進行義務違反 信号がない交差点で、左方からくる車を妨害、優先道路にある車両等への進行を妨害することなど。</p> 	<p>⑧交差点優先車妨害等 交差点右折時に直進車・左折車の進行を妨害すること。</p> 
<p>⑨環状交差点安全進行義務違反 環状交差点内の通行車を妨害すること。(現在、福島県内には環状交差点はない。)</p> 	<p>⑩指定場所一時不停止等 一時停止の標識があっても停止しないことなど。</p> 
<p>⑪歩道通行時の通行方法違反 歩道の車道寄りの部分や通行指定部分を徐行しなかったり、歩行者の通行を妨害しそうなのに一時停止しないことなど。</p> 	<p>⑫制動装置(ブレーキ) ブレーキがなかったり、ブレーキの性能が不良な自転車を運転すること。</p> 
<p>⑬酒酔い運転 酒に酔って自転車を運転すること。</p> 	<p>⑭安全運転義務違反 安全操作の義務、安全確認の義務、二人乗り、並進、無灯火など。</p> 

運動の重点2 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

以下表のとおり昨年、四輪自動車の交通事故死者は38人でした。
非着用者は18人で、うち12人がシートベルトを着用していれば、救命効果があったと思われます。

区分	着用者数	着用率	非着用者数	非着用者数のうち着用効果あり	効果率
運転席	18	54.5%	15	10	66.7%
助手席	2	66.7%	1	1	100.0%
後部席等	0	0.0%	2	1	50.0%
合計	20	52.6%	18	12	66.7%



- 運転席、助手席はもちろん、後部座席についてももしっかり着用しましょう!
- 子供の命を守るため、体格に合ったチャイルドシートを正しく使用しましょう!

運動の重点3 飲酒運転の根絶



昨年は、飲酒運転による人身事故は
 発生件数 87件 (前年比+2件)
 死者 4人 (前年比-3人)
 傷者 116人 (前年比+7人)
 となっております。
 また、物損事故は
 発生件数 360件 (前年比-10件)
 となっております。



飲酒運転を防止するには

- 「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない。」を徹底し、飲酒運転を根絶しましょう。
- 飲酒場所には、車を持ち込まないようにしましょう。
- ハンドルキーパー運動を推進しましょう。
- アルコールチェッカーを活用し、二日酔い運転も絶対にやめましょう。
- 自転車も車両であることを認識し、自転車の飲酒運転も絶対に行わないようにしましょう。

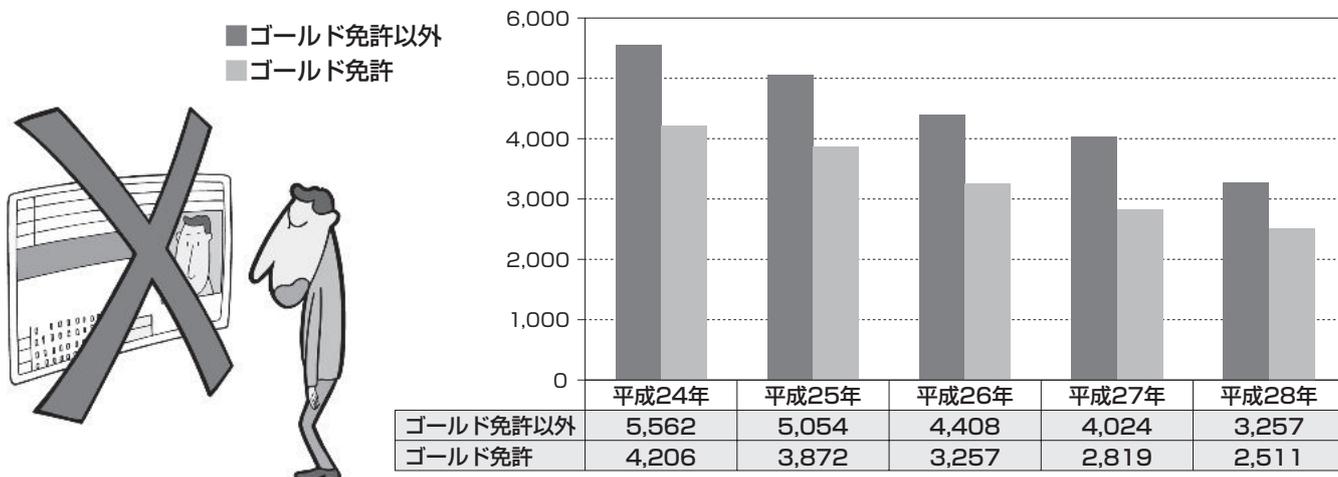


ハンドルキーパー運動とは

「自動車仲間と飲食店などに行く場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人は酒を飲まず、仲間を安全に自宅まで送り届ける。」という運動

ゴールド免許でも油断は禁物！

ゴールド免許所持者による人身事故発生状況（原付以上運転）



人身事故を起こしたドライバーのうち、**40%以上がゴールド免許のドライバー**です。

平成28年は、ゴールド免許のドライバーが起こした事故により、40人の方が亡くなっております。

「私はゴールド免許だから事故を起こさない。」と油断せず、常に安全運転に努めましょう。

